

第 42 回 安全設計指針検討会 議事録 (案)

1. 日 時 2024 年 10 月 4 日 (金) 14:40～15:50

2. 場 所 WEB 会議 (ホスト：日本電気協会)

3. 出席者 (敬称略, 順不同)

出席委員：板東主査 (東京電力 HD), 山本副主査 (北海道電力), 猪股 (東北電力),
大鋸谷 (関西電力), 田澤 (富士電機), 田添 (九州電力), 森本 (北陸電力)

代理委員：小形 (日本原子力発電：磯見委員代理), 橋本 (日立 GE：伊藤委員代理),
泉 (中部電力：井上委員代理), 香川 (電源開発：大口委員代理),
村上 (東芝 ESS：佐藤委員代理), 吉岡 (中国電力：二見委員代理)

欠席委員：仁井田 (四国電力), 平野 (三菱重工), 二神 (JAEA)

説明者：河上, 松下 (東芝 ESS)

事務局：上野, 中山 (日本電気協会)

4. 配布資料

- No. 42-1 安全設計指針検討会 委員名簿 (2024-7-17)
- No. 42-2 第 41 回 安全設計指針検討会 議事録 (案)
- No. 42-3-1 JEAC4622-20XX「原子力発電所中央制御室等の居住性に係る被ばく評価に関する規程」改定に向けた検討
- No. 42-3-2 原子力発電所中央制御室の運転員等に係る事故時被ばく評価に関する規程
JEAC 4622-20XX
- No. 42-3-3 JEAC 4622「原子力発電所中央制御室等の居住性に係る被ばく評価に関する規程」の新旧比較表
- No. 42-3-4 JEAC4622 改定案に対する原子力規格委員会中間報告意見対応表
- No. 42-3-5 JEAC4622 改定案に対する安全設計指針検討会内意見対応表
- No. 42-3-6 JEAC4622 改定案に対する安全設計分科会意見対応表
- No. 42-3-7 規格制改定時に対象とした国内外の最新知見とその反映状況

5. 議事

(1) コンプライアンスについて

事務局より、近年の我が国の独占禁止法のより一層の遵守、欧米等の競争法の執行強化の傾向を踏まえ、電気協会においても競争法に関するコンプライアンスの取り組みを進めているため、本検討会においても競争法上問題となる虞のある話題については、話し合わないよう協力のお願があった。

(2) 定足数の確認、代理出席者の承認について

事務局より代理出席者6名の紹介があり、主査により承認された。

委員総数16名に対し、本日の出席委員は代理を含めて13名であり、委員総数の3分の2以上の出席という会議開催定足数を満たしているとの報告があった。

また、事務局より本日の説明者2名の紹介があった。

(3) 委員の交代について

事務局より、資料No. 42-1に基づき、日本原子力発電 磯見委員が新委員として承認されている旨の説明があった。

(4) 前回議事録の確認

事務局より、資料No. 42-2に基づき、前回議事録の内容説明があり、コメントなく承認された。

また、主査より、持ち回りで作成している議事録の担当について今回は森本委員（北陸電力）となることの連絡があった。

(5) JEAC4622「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」の改定について

主査より、規格改定案について分科会書面投票の結果、意見付きの可決となったが、規程名称の変更が必要なため、10月の分科会で再審議を諮り12月の規格委員会で上程を目指すとの説明があった。

説明者松下氏より、資料42-3-1～7に基づき、「原子力発電所中央制御室等の居住性に係る被ばく評価に関する規程」(JEAC4622)改定に向け、意見対応状況について説明があった。本資料に対して、コメントある場合は、10/9までに事務局に送付することとなった。

また、本日の検討会でのコメントと10/9までに送付いただいたコメントに対する対応については、主査に一任し、10/18の安全設計分科会へ上程とすることについて、出席委員4/5以上(13名)の賛成により可決となった。

各資料に対する主な議論は以下のとおり。

<資料 42-3-1>

- ・説明者松下氏より、分科会と規格委員会への最終報告資料を基に、前回からの変更点と改定までのスケジュールについて説明があった。
- ・主査より、P12 5.規格名称の変更は、資料No. 42-3-6 コメントNo. 1-3「表題中の

“居住性に係る被ばく評価”の意味について明確に記述していない」に対する対応であり、以下の補足説明があった。

規格名称は居住性という言葉だけを使い、“事故時”は抜いていたが、居住というのは、平常時から居住しているものの、平常時から被ばく評価するわけではないので不適切と考え修正することにした。新名称案①～③案について議論したい。なお、①の案のように、運転員に“等”がつくと、場所が複数あることが見えにくくなるとの意見がある旨の紹介があった。

質疑は以下のとおり。

- ・事故時と言ったときに、設計基準事故と重大事故を含んでいることについては広げる必要がないという理解か。
→設計基準事故と重大事故を規格名称に入れると冗長となるため省略している。
- ・③案がいいと考えている。(①案、②案の)居住性という言葉を抜くのもどうかと思う、運転員が単に被ばくするだけでなく、30日間、交代勤務等を含めて居住性という言葉でくくっている。内規でもその言葉を使っている。
- ・③案がいいと考えている。①案は運転員以外の現場作業の人も対象に含むと誤解を与える。遮へい検討会から、現場作業は今回の規程からは対象外と聞いている。
- ・メーカーとしては、元の名称に近い①案の方が、現行名称知っている人が紐づけしやすいという観点でよいと考えているが、③案でも問題ない。
- ・関連規程でも Reg Guide 引用されているがそこでも Habitability という言葉が使われており国際的に見ても Habitability と言われていることを委員の方に分かっていた方がいい。
→③の案とする場合、P12 の以下のポイントで規程名称を検討の記載に、“海外の規定を踏まえて”の主旨の説明も追加する。

以上の議論を踏まえ、規程名称は③の案で進めていくこととし、No. 42-3-1 及び No. 42-3-6 の資料を修正する。

<資料 42-3-4>

- ・説明者松下氏より規格委員会中間報告の際、会議中に出された意見・回答 (No. 1-1, No. 2-1) について説明があった。
→委員から、特段の意見はなかった。

<資料 42-3-5>

- ・説明者松下氏より検討会意見・回答について説明があった。
→委員から、特段の意見はなかった。

<資料 42-3-6>

- ・説明者松下氏より分科会意見・回答について説明があった。
- ・主査より、No. 1-1 のコメント対応として、規程内に構成を説明しているシートを追加しているが、表紙と目次の間に入れることについて問題ないことを確認している旨の補足説明があった。

質疑は以下のとおり。

- ・コメント No. 5-7 「附属書 2.2.2.1 に示されるソースタームを用いる。」について附属書を読み込まないようにしたとあるが、具体的にどのような修正したのか。
→福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故の評価においては、格納容器の機能喪失を想定し、放射性物質の炉心内蔵量に対する原子炉建屋内への移行割合、大気中への放出割合を考慮する。と記載した。
- ・P3 で記載のコメントを受け、多数の図を追加しているが、何を基にしているか。
→基本的に DB 編の図を持ってきている。なお一部グラウンドシャインについては DB 編の図を基に新たに作成した。

(6) その他

●次回検討会の開催日について

次回の日程は、分科会での対応結果を踏まえて、開催の可否について判断する。特に対応がなければ、原子力規格委員会後の開催となる見込み。

●次回検討会の議事録作成担当

今回は JAEA の二神委員が作成担当となる予定

以 上